

第二十三回帝國議會
衆議院
刑法改正案委員(特別調査委員)會議錄(速記)第八回

會議

明治四十年三月五日午前十時三十分開議

出席委員左ノ如シ

宮古 啓三郎君 中西 六三郎君 立川 雲平君
森 肇君 向坂 弘君 森田 卓爾君
谷澤 龍藏君 關 信之介君 花井 卓藏君
小川 平吉君 板倉 中君 米田 實君
濱口 擔君

出席國務大臣左ノ如シ

司法大臣 松田 正久君

出席政府委員左ノ如シ

司法省民刑局長 平沼騏一郎君

司法省參事官 谷野 格君

委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

磯部 四郎君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

刑法改正案

○委員長代理(花井卓藏君) 出席者ハ宮古君、板倉君、關君、小川君、花井君、濱口君、立川君、谷澤君、中西君、森君、十名定數ニ達シマシタカラ會議ヲ開キマス、但シ質問ダケニ止メマス、第三十六章竊盜及強盜ノ罪、表題ニ付イテ御質問ハアリマセヌカ——第二百三十六條カラ第二百四十六條マデニ付イテ、御質問ガアレバ御質問ナサイ——チヨット委員長カラ質問ヲシタイノデスカ、二百四十條ノ昏醉ト云フ字ハ、ドウ云フ意義ナンデスカ

○政府委員(倉富勇三郎君) 昏醉ト云フコトハ、其人ノ知覺ヲ失ハシメル、全然失ハシメシテモ宜イカモ知レマセヌ、現行法テ醉迷ト云フ文字ヲ使、テ居リマス、ソレトヤハリ同一ノ意味ノ積リテアリマス
○委員長代理(花井卓藏君) 政府委員ニ御尋シマスガ、醉ノ字ハ酒ト云フ事柄ニ關係スル文字デハナイノデスカ、例ヘバ酒力ヲ以テ人ヲ昏醉セシムルト云フ意味デハナイノデスカ

○政府委員(倉富勇三郎君) 是ハ酒ノミニハ限ラナイ積リテアリマス
○委員長代理(花井卓藏君) 御質問ガナケレバ、第三十章全部ヲ議題ニ供シマスカラ、御質問ガアレバ御質問ナサイ、私ハ政府委員ニ一ツ質問シタイノハ、二百四十八條ノ例ヲ一ツ示シテ戴キタイノデスカ

○政府委員(倉富勇三郎君) 二百四十八條ノ例ハ、是ハ本條ハ新タニ設ケマシタ規定デアリマスガ、仲買人ナドガ人カラ依頼ヲ受ケマシテ、サウシテ却テ不德義ノ行爲ヲ

爲スト云フヤウナ場合ガ、本條ニ適當スルト思フノデアリマス

○委員長代理(花井卓藏君) 三十七章ニ質問ハゴザイマセヌカ——ソレデハ三十八章ヲ全部議題ニ供シマス

○宮古啓三郎君 政府委員ニ質問ヲ致シマス、橫領ノ罪ト表題ニゴザイマス、ソレカラ又文章ノ中ニモ他人ノ物ヲ橫領シタル者云々——隨分漠トシタル文字ガ使テアリマスカ、ドレダケノ意味ヲ是デ含マセルト云フ立案ノ趣意デゴザイマスカ

○政府委員(倉富勇三郎君) 橫領ノ罪ハ、現行法ニ申シテアルトコロノ監守盜、ソレカラ受寄物費消、此二ツヲ合シテ積リテアリマス

○委員長代理(花井卓藏君) 一ツ質問シマスガ、二百五十五條ノ規定ハ、明治三十二年法律第八十七號、遺失物法第十六條ニ書イテアルヤウデアリマスガ、此法律ノタメニ遺失物法第十六條ハ消エルコトニナルノデスカ

○政府委員(倉富勇三郎君) 其積リデスカ

○委員長代理(花井卓藏君) 質問ハアリマセヌカ——第三十九章全部ヲ議題ニ供シマス——一ツ質問シタイノデスカ、二百五十七條ダケヲ併科主義ヲ取ラレテ居ル譯ハ、ドウ云フ譯デスカ

○政府委員(倉富勇三郎君) 本條第二項ノ罪ハ、勿論單純ナ罰金刑ダケデ、其犯狀ニ適當スル譯デナシ、ソレカト云ツテ、又單純ナル自由形デモ、此犯狀ニ相當シナイ、自由モ奪ヒ、財產刑モ科シタイ、其罪質ニ依ツテ、此刑ヲ認メタノデアリマス

○委員長代理(花井卓藏君) 第四十章全部ヲ議題ニ供シマス、他ニ質問ガナケレバ、是デ全部質問ダケハ了リマシタ——今一人定數ヲ缺イテ居リマスカラ、此儘暫時休憩ヲスルコトニシテ、私ハ質問モアレバ、多少ノ意見モアリマスカラシテ、此席ヲ谷澤君ニ讓リタイト思ヒマス——ソレデハ喫飯ニシマス

午後零時十一分休憩

午後一時十分開議

○委員長代理(花井卓藏君) 念ノタメ出席者ノ御名前ヲ速記シテ戴キタイノデスカラ——森君、向坂君、中西君、立川君、板倉君、關君、小川平吉君、森田君、濱口君、宮古君ト私ヲ加ヘテ十一人デアリマスカラ、會議ヲ開キマス

○板倉中君 二百三十七條ノ第二項ノ方法ヲ以テ財產上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者ト云フ類例ヲチヨット御説明ヲ願ヒタイ

○政府委員(倉富勇三郎君) 二百三十七條ノ第一項デ見テ居リマスニコロハ、有形ニ他人ノ財產ヲ強取スルト云フ性質デアリマス、然ルニ實際ノ事例カラ云ヘバ暴行強迫ヲ以テ自己ノ責務ヲ免ル、ト云フコトガ問ミアル、今日ノ法律デハ債務ノ免脱ヲ計ルナド云フコトハ、盜罪ニナラヌト云フコトニナッテ居リマスカラシテ、其不備ヲ補フタメニ第二項ヲ設ケタノデアリマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

テハ御同意ニナラヌデセウカ

○政府委員(倉富勇三郎君) 只今ノ花井卓藏君ノ御説デアリマスガ、若シ之ヲ明瞭ニ限定スルコトが出来テ、サウシテ漏モナイト云フコトデアラバ、成ルベク法律ハ明瞭ニナルコトヲ希望スルノデアリマスケレドモ、ドウモ一々之ヲ掲ゲ盡スト云フコトガ難イト思ヒマス。カランシテ、餘議ナク「水利ノ妨害トナルヘキ行爲」ト云フ廣イ文字ヲ使ッテ「デアリマス、併ナガラ民事ト此レトガ混ズル」ト云フ懸念モナク、又縱シ民事訴訟ノタメニ此行爲ヲヤツタニシタトコロガ、若シ本條ノヤウナ行爲デアッタラバ、ソレハ刑事テ處分スル方ガ相當デハナイカト思ヒマスガ、如何デゴザイマセウカ

○森田卓爾君 此條ノ意味ハ何デスカ、水利ヲ妨害スル目的ヲ以テ堤防ヲ決潰シ、水開ヲ破壊シタト云フコトデゴザイマセウカ、堤防ヲ決潰シ一罪、水開ヲ破壊シ一罪、其他水利ノ妨害ヲナスノモ一罪、ト斯ウ云フ御趣意デゴザイマセウカ、上ノ二事ハ手段ニナッテ、結局水利ヲ妨害スル目的ヲ以テ斯クノ事ヲシタ者ト云フ意味ニナルカ、一項毎ニ一罪ガ成立デ居ル趣意デアラカ

○政府委員(倉富勇三郎君) 堤防ヲ決潰スルコト云フコトガアレバ、其行爲ノ自身デ當然水利ノ妨害ニナルノデアリマス、ソレカラ水開ノ破壊モ其通デアル、デ是ハ唯例ヲ示シタ丈ノコトデアリマス。カランシテ、之ニ類似シタヤウナ行爲デアレバ、總テソレガ水利ノ妨害トナルデアリマセウ、例ヘバ……

○森田卓爾君 其アトハ宜シウゴザイマス、サウ云フ御趣意デゴザイマス。カ、サウスルト堤防決潰ト云フコトハ、水利ノ妨害行爲トスレバ見ラレマセウガ、ソレハ政府ノ考ダケノ話デ、水利ノ妨害ト云フコトヲ眼中ニ措カズ、單ニ堤防ヲ決潰シ、水開ヲ破壊シト云フコトデモ犯罪トナルト云フ御考ナンデスカ

○政府委員(倉富勇三郎君) 目的ガ其所ニ無イ時ノ場合デスカ

○森田卓爾君 目的ハ他ノ目的ヲ以テ、故意ニヤル過失デヤナイ

○政府委員(倉富勇三郎君) ソレハ事實ニモ依リマセウガ、ヤハリ堤防ヲ決潰スルト云フ目的デ堤防ヲ決潰シタナラバ、本條ニ觸レルデアラウト思ヒマス

○關信之介君 サウスルト、或ル洪水ノ場合ニ、是非堤防ヲ決潰シナクテハナラヌ場合デスネ、其届出モ何モ出来ヌデ——之ヲ決潰シタガタメニ水利ヲ防グト云フヤウナ場合モ、唯堤防ヲ決潰スルト云フコトニナレバ、ソレモ罰スルト云フコトデスカ

○政府委員(倉富勇三郎君) 唯今ノヤウナ場合デアリマシタナラバ、總則ニ照シテ所謂緊急状態ト云フコトノタメニ責任ガナイコトニナルデアラウト思ヒマス

○委員長代理(花井卓藏君) チョット一ツ御尋シマスガ、百二十四條ノ選擇刑ガ懲役、禁錮、罰金ト大變數カ多イウデスガ、是ハドウ云フ次第ナノデセウカ

○政府委員(倉富勇三郎君) 本條ノ罪ハ犯情ガ實ニ區々ニナリマス、例ヘバ旱魃ノ際ニ水ガ欲シサニ其罪ヲ犯スト云フヤウナコトモ想像サレル、或ハ又之ニ反シテ稍々情ノ惡ムベキモノモアルト云フノデ、成ルベク實際ニ適當スル處分ヲ爲サシメルタメニ特殊ノ刑ヲ盛ッタデアリマス

○委員長代理(花井卓藏君) 百二十四條採決シテ宜シウゴザイマセウカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長代理(花井卓藏君) ソレデハ百三十四條ハ御異議ガナイト認メテ宜シウゴザイマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長代理(花井卓藏君) ソレデハ本案ハ決定致シマシタ、ソレカラマダ採決スベキ事項ガ殘ッテ居リマス。カ、モウ少シ待ッテ下サイ、是ハヤハリ速記録デスカラ、皆書イテ貰ッテ置カケレバナラヌ——「刑法別冊ノ通之ヲ定ム」「此法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」「明治十三年第三十六號布告刑法ハ此法律施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス」(原案ニ御異議アリマセヌカ)

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長代理(花井卓藏君) ソレカラ此表ニ付イテ居リマス貴族院ノ修正ハ、是ハ附帶ノ修正ニナッテ居リマス。カ「刑法第一編總則」以下第二編四十章ノ末尾ニ至ルマデ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長代理(花井卓藏君) 原案ノ通決シマス、ソレカラ過日ノ委員會ニ於テ表題ノミノ表決ニ付セラレテ居ナイ分ハ全部御異議ノナイモノト認メテ宜シウゴザイマス

(「宜シイ」ト呼フ者アリ)

○委員長代理(花井卓藏君) 刑法全部終了致シマシタ

(「御目出タウ」ト呼フ者アリ拍手起ル)

午後二時三十七分散會

明治四十年三月五日印刷

明治四十年三月六日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局